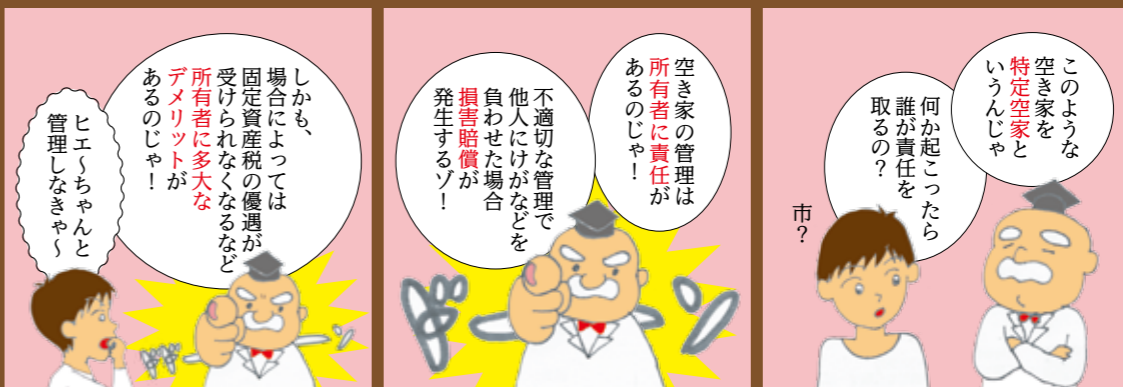


その空き家、放っておくと危険!

問い合わせ 都市住宅課 26-2111 (内線247)



教えて! 空き家のこと

市空家対策協議会
岩井慶次会長に
聞きました



Q. 現在、全国にはどれだけの空き家があるんですか?
A. 平成30年の土地・建物統計調査では、全国の空き家率は13・6%です。岐阜県内では、15・6%と、高い傾向にあります。恵那市内でも、空き家は年々増加しています。

Q. 適切な管理をしないとどうなりますか?
A. 手入れをされない建物はどうぞんじまします。地域の目が行き届いていないと思われて、犯罪者が侵入したり、放火のターゲットになったりして、町の治安が悪くなります。景観上も良くないですよね。空き家を適切に管理することは、まちづくりにも関わってくる重要なことなのです。

Q. 空き家を取り壊したいが、何か補助はありますか?
A. 今年4月から、特定空家を解体するための費用を市で補助する制度が始まりました(詳しくは下記を参照)。

最大
60万円

特定空家の
撤去費用を
補助します

市内にある空き家のうち、著しく危険な状態で第三者に損害を及ぼす恐れがあるなど、一定の条件を満たす空き家について、解体・撤去に必要な費用の一部を補助し、空き家撤去の支援を行います。

対象となる空き家

- ① 主として居住や店舗として使われていたもの
- ② 人が住んでいない・活用されていない建築物で、今後も居住や店舗として使われる見込みがないもの
- ③ 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく助言や指導の対象となつたもの

補助金額
 補助対象経費の2分の1(上限60万円)
申し込み方法
 都市住宅課か、市ウェブサイト「危険空家解体撤去支援事業」のページで必要の様式を入手し、申し込む。
申込期限(本年度分)
 10月31日(木)

市空家等対策計画を策定しました

市では、空き家などに対する施策を総合かつ計画的に推進し、市民の安心・安全を守るため「市空家等対策計画」を策定し、次のように取り組んでいます。

- 空き家の所有者や相続人などに対し、適切な管理に向けた情報提供や意識啓発を行います。
- 空き家を特定空家にしないために、空き家を活用するよう取り組みます。利用が困難な空き家は、所有者による取り壊しを支援します。
- 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家は、状態や周辺への影響の程度などを市が調査し、所有者などに必要な措置を講じます。
- 所有者不明の危険な空き家の取り壊しを代執行した後、土地を流通させるため、財産管理人制度を検討します。



危険な空き家の 情報を提供ください

空き家問題を解決するには、地元をよく知る地域の皆さんの協力が必要です。危険な空き家があったら、都市住宅課や最寄りの振興事務所へ連絡ください。